

議案第 75 号

北本市野外活動センター設置及び管理条例の一部改正について

北本市野外活動センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市野外活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市野外活動センター設置及び管理条例（平成 9 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 管理棟の表中「ナイトキャンプ」の次に「及びオートキャンプ」を加え、別表第 1 の 2 キャンプ場の表中「500 円」を「900 円」に、「300 円」を「500 円」に改め、別表第 1 に次の 1 表を加える。

3 オートキャンプ場			
利用区分	利用時間	利用施設	利用料金の上限額
オートキャンプ	午後 1 時から翌日の午前 11 時まで	オートキャンプサイト	1 区画 4,000 円。ただし、ペット（犬及び猫に限る。）を同伴する場合にあっては、1 頭につき 500 円を加算した額

## 附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に開始する施設の利用に係る利用時間及び利用料金について適用し、同日前に開始する施設の利用に係る利用時間及び利用料金については、なお従前の例による。